

船舶事故調査報告書

令和5年7月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年4月18日 05時25分ごろ
発生場所	北海道小平町臼谷漁港北西方沖 臼谷港西防波堤灯台から真方位302° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯44° 01.8′ 東経141° 34.8′）
事故の概要	漁船北鷗丸は、ほたて貝養殖漁の操業中、船長が、左手の母指をサイドローラに巻き込まれて負傷した。
事故調査の経過	令和4年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 北鷗丸、13トン HK2-23984（漁船登録番号）、一般社団法人北海道漁船リース 17.48m（Lr）×3.98m×1.08m、軽合金 ディーゼル機関、670kW（動力漁船登録票による）、令和3年5月10日
乗組員等に関する情報	船長 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年8月23日 免許証交付日 令和2年11月16日 （令和8年8月22日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風速 2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員3人が乗り組み、ほたて貝養殖漁の目的で令和4年4月18日05時00分ごろ、臼谷漁港を出港した。 本船は、05時15分ごろ、臼谷漁港北西方のほたて貝養殖施設に到着し、海中に張られたほたて貝養殖用のロープ（以下「桁」という。）を海中から引き上げて、左舷側の船首側及び船尾側にそれぞれ設置された2基のサイドローラに掛け、桁に垂下されているほたて貝の入った養殖かごをクレーンで甲板上に揚収する作業を開始した。

本事故時に引き上げて、サイドローラにかけていた部分（桁）

浮き球（船体が桁に沿って移動する際に妨げとなるので、取り外して再度取り付ける）

養殖かご（クレーンで揚収する）

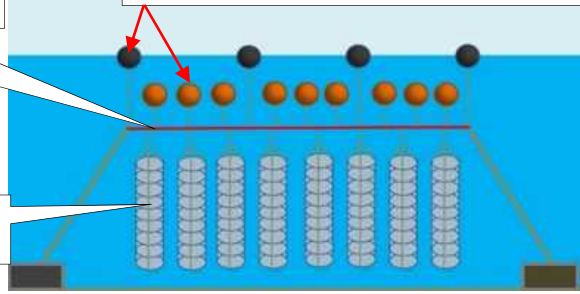
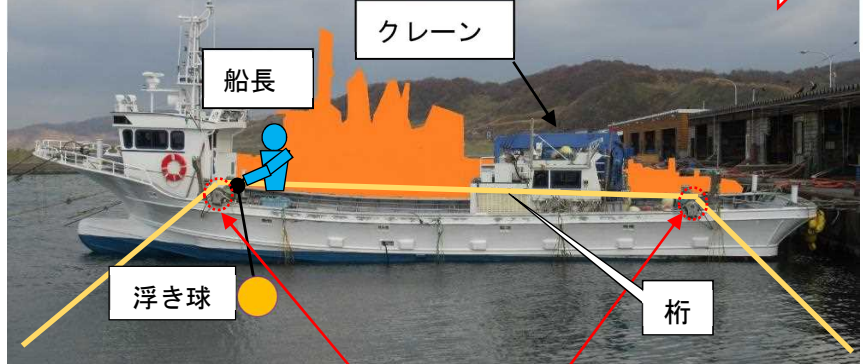


図1 ほたて貝養殖施設概略図

※船首尾のサイドローラを船内側から見て時計回りに回転させ、船体が桁伝いに船尾方に進む



船長（本件結び目を持ち上げて船首方に歩く）

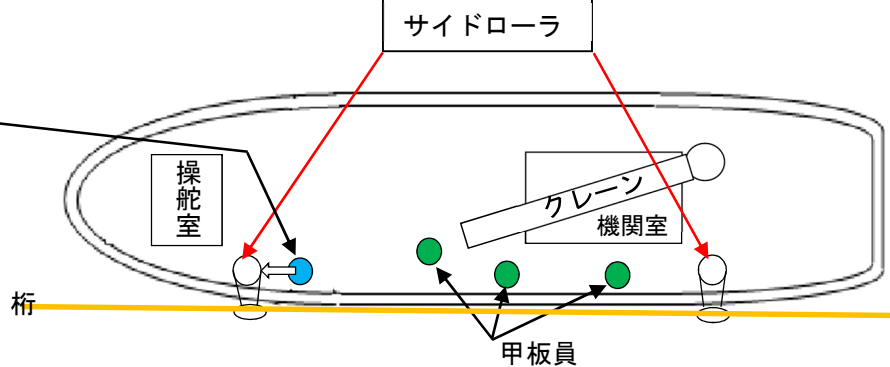


図2 本事故時の乗組員の配置等（イメージ）

船長は、甲板員3人にサイドローラの操作、養殖かごの片付け及びロープで桁に結び付けられた浮き球の取り外し並びに再度取付け等の作業をそれぞれ行わせ、自身は機関室船首方付近の甲板上でクレーンの操作を行っていたところ、‘養殖かごの揚収を終えた桁の、甲板員によって結び付けられた浮き球のロープの結び目’（以下「本件結び目」という。）に、緩みが生じていることに気付いて、左舷船首側に向かった。

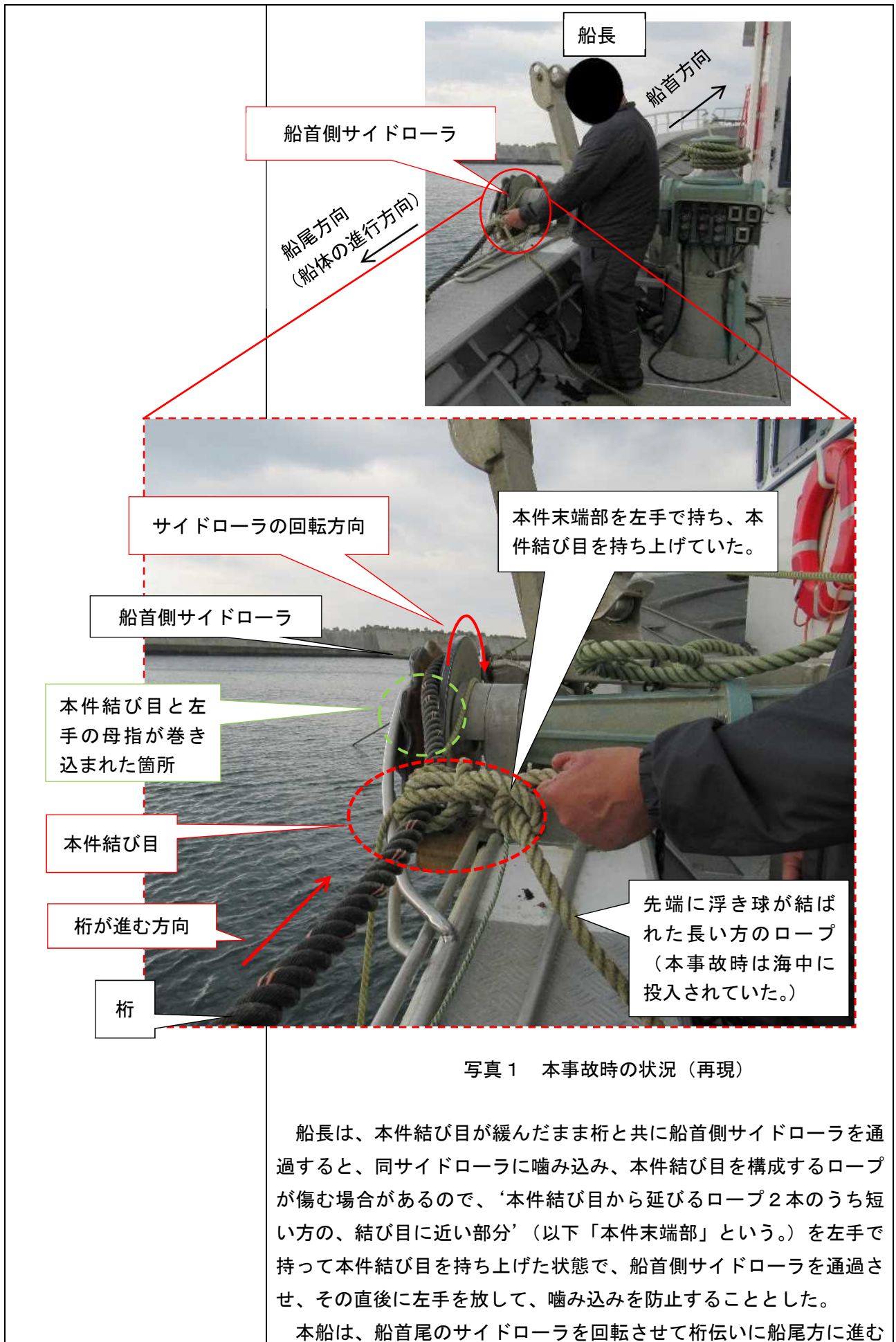


写真1 本事故時の状況（再現）

船長は、本件結び目が緩んだまま桁と共に船首側サイドローラを通過すると、同サイドローラに噛み込み、本件結び目を構成するロープが傷む場合があるので、‘本件結び目から延びるロープ2本のうち短い方の、結び目に近い部分’（以下「本件末端部」という。）を左手で持って本件結び目を持ち上げた状態で、船首側サイドローラを通過させ、その直後に左手を放して、噛み込みを防止することとした。

本船は、船首尾のサイドローラを回転させて桁伝いに船尾方に進む

	<p>中、船長が、本件末端部を左手で持ち、本件結び目を持ち上げながら、桁の動きに合わせて船首方向に歩き始めたところ、本件結び目が船首側サイドローラを通過する少し前、何かが引っ掛かって桁の進み具合が遅くなった。</p> <p>船長は、本船の進行方向が気になり、手元から目を離して船尾方に視線を向けたところ、05時25分ごろ、サイドローラを通過する桁の速さが急に増して本件結び目と共に本件末端部を持った左手の母指が船首側サイドローラに巻き込まれ、痛みで本件末端部から左手を放したものの、左手の母指を負傷した。</p> <p>(図1、図2、写真1 参照)</p> <p>船長は、自ら所属する漁業協同組合に無線で連絡して救急車の手配を依頼し、自ら操船して、臼谷漁港へ帰港した。</p> <p>本船は、臼谷漁港に戻り、船長は救急車で病院に搬送され、左母指不全切断と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真2 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故当時、体調は良好で、サンバイザー、カップの上下、膨張式のベルト型救命胴衣、ゴム手袋、ゴム長靴を着用していた。</p> <p>本件結び目から延びる2本のロープのうち、長い方のロープには浮き球が取り付けられており、本事故時は既に海面に投入されていた。</p> <p>船長は、本事故当日、天気が良く海上も平穏で操業が順調に進んで作業の手が空いていたので、ふだんは気にならない程度の本件結び目の緩みが気になったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本件結び目が船首側サイドローラを通過するときに、桁の太い部分から細い部分に変わるタイミングが重なり、急に通過する速さが増したのではないかと、また、手元から目を離して船尾方を見ていたので、本件結び目が同サイドローラを通過したら手を放すつもりでいたが、時機を失してしまい、左手の母指が本件結び目と共に船首側サイドローラに巻き込まれてしまったのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長は、本船が、ほたて貝養殖漁の操業中、本件結び目を持ち上げて船首側サイドローラを通過させようとして、本件末端部を左手で持っていた際、手元から目を離して船尾方に視線を向けたことから、桁が同サイドローラを通過する速さが増したとき、本件末端部から左手を放す時機を失し、左手の母指が本件結び目と共に船首側サイドローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>

	<p>船長は、本件結び目が船首側サイドローラを通過する少し前、桁の進み具合が遅くなったことから、手元から目を離して船尾方に視線を向けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が臼谷漁港北西方沖においてほたて貝養殖漁の操業中、船長が、本件結び目を持ち上げて船首側サイドローラを通過させようとして、本件末端部を左手で持っていた際、手元から目を離して船尾方に視線を向けたことから、桁が同サイドローラを通過する速さが増したとき、本件末端部から左手を放す時機を失し、左手の母指が本件結び目と共に船首側サイドローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイドローラ等の漁労機器を使用して作業する者は、同ローラで送られるロープの動きに十分な注意を払い、常に目を離さずに作業に専念すること。 ・サイドローラ等の漁労機器を使用して作業する者は、同ローラで送られるロープの異常等に気付いた際は、同ローラを運転したままロープに手を触れることなく、サイドローラ等を停止した上で、処理すること。

付図1 事故発生場所概略図

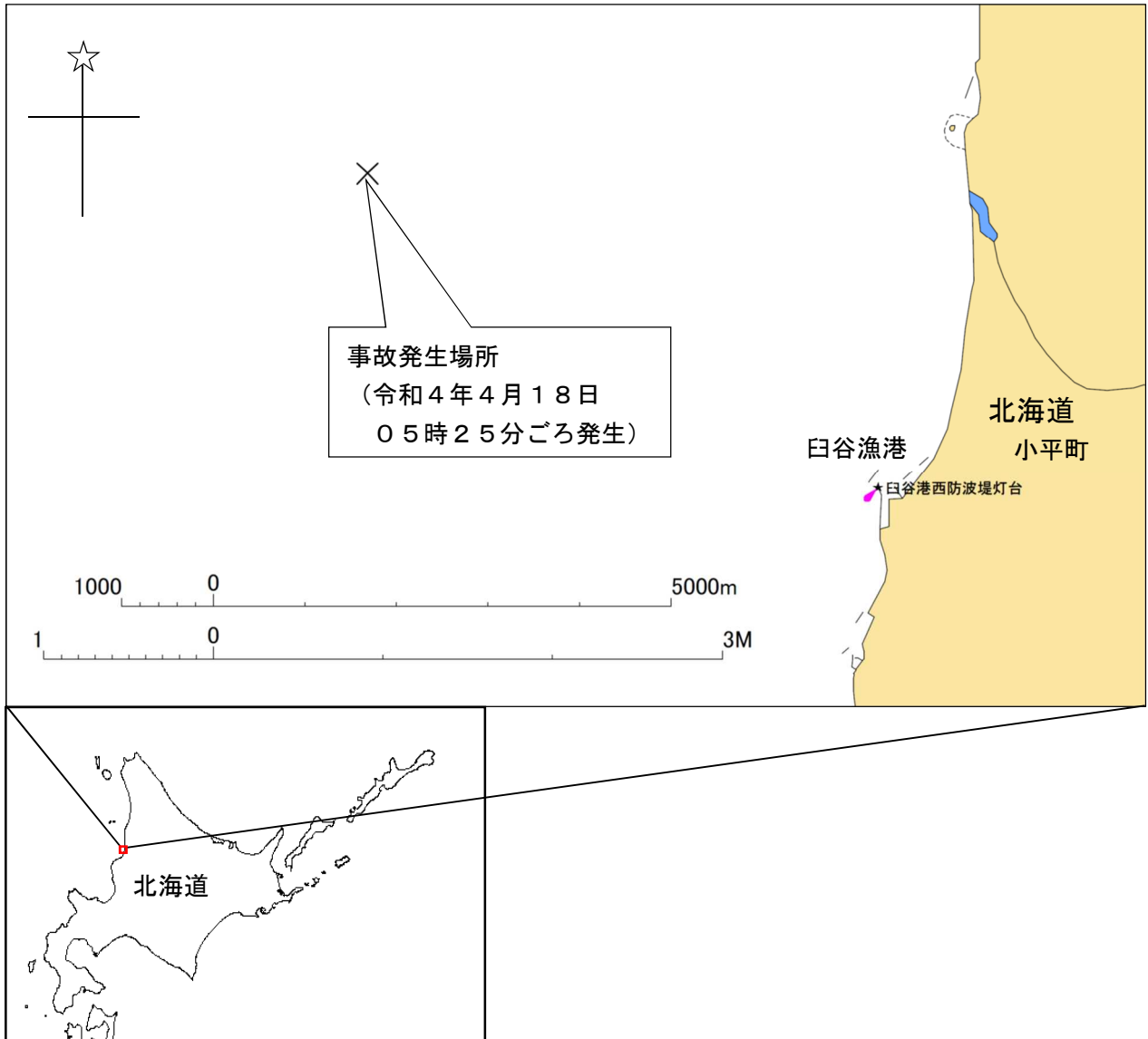


写真2 本船

